

643事業場を一斉立入検査 移動報告のない22事業者、一挙指導へ 告発、許可取消しは計7件

自動車リサイクル法施行後間もなく1年を迎える。経済産業省と環境省は、今年6月までの半年の段階で確認していた「移動報告を行っていない解体業者」674事業場の実態調査を進めた結果、1道11県2市の22事業場が「リサイクル料金の預託がなく、移動報告をしないまま使用済み自動車の解体を行っていた」ことが判明したため、指導を実施した。経産省と環境省は、指導後の改善状況を確認し問題があれば更なる取締りを実施していく、としている。

本年1月から施行された自動車リサイクル法では、使用済み自動車の引き取り時、解体後の引渡し時に「電子マニフェストなどによる報告」を義務付けている。そのため、施行後一度も電子マニフェストの利用実績がない事業者については、違法業者である可能性があった。この問題の重大性を認識した経済産業省・環境省では、自治体に対し、一斉に立入検査等の指導を行うように依頼。

施行後一度も電子マニフェストの両実績がない事業場の数は、674。このうち立ち入りが出来た事業場が643、立ち入りができなかったのが5%の31。643の中で解体行為があったのが138、いまだに解体行為の無いのが505と79%も占めていた。但し聞き取りで「将来の解体意思あり」と回答したのが474件といずれは「解体行為へ取り組む」という待機組であった。また「解体の意思なし」が31件あり、3件が廃業していた。自治体が今回「不適正行為」と判断、指導した事業場は1道11県2市の22事業場。また、この他にも今回の一斉調査の中で、不適正処理が明らかになった2事業者が勧告を受けている。

なお、両省では、本調査結果とともに、これまで1年間の許可取消し、告発等の案件を発表。全国で計7件に上ることが明らかとなった。

自治体	処分等の日	処分等の内容	理由
沖縄県	1月17日	告発	無許可破砕による自動車リサイクル法違反
長野県	4月8日	書類送検	使用済み自動車の不法投棄による廃棄物処理法違反
新潟県	8月8日	引取業、フロン回収業の登録取消し及び解体業、破砕業の許可取消し	自動車由来の廃棄物の不法焼却により廃棄物処理法違反で欠格要件に抵触
北海道	8月30日	告発	無許可解体による自動車リサイクル法違反
富山市	10月21日	引取業、フロン回収業の登録取消し	無許可解体による自動車リサイクル法違反
浜松市	10月26日	告発	無許可解体による自動車リサイクル法違反
岩手県	11月7日	逮捕	自動車由来の廃棄物の不法投棄による廃棄物処理法違反

日本ELVリサイクル機構としては、経済産業省・環境省に更なる徹底した取締りを行っていくよう、引き続き要請を続けていく。

全国中央会との連携強化を決定

～第3回定例理事会開催～

将来ビジョン検討チーム立上げへ

有限責任中間法人 日本ELVリサイクル機構（酒井清行代表理事）は、12月15日開催した第3回定例理事会で、平成18年度から始まる第2期活動に向けて、①地域組織活動を目指し「地域中央会との連携促進」②会員事業者及び業界全体の業界発展基盤に向けた道筋を確立のための「将来ビジョン検討プロジェクトチーム」の立ち上げ ③「一般会員の加盟」促進、の3つの重点活動開始を決めた。

平成17年度の第1期では、自動車リサイクル法施行の年として多岐にわたる課題が発生、この対応へ向けた「要望書」提出と「要望事項の具現化」に全力投球してきた。その結果、課題の一部に過ぎないものの、「引き取り業者の行為義務不履行に対する問題提起」「オートオークション業界に対する使用済み自動車取引に関わる不透明部分の払拭」「一時抹消登録車両の追跡調査の実施要望」等、解体業界を取り巻く環境改善に向けた成果を挙げてきた。

ELV機構にとっての最大の課題は、当然のことながら、こうした「自動車リサイクル法」の改善に向けた要望とその実現を果たしていくことである。同時に、こうした要望を全て実現したとしても、新規参加が相次ぐ中、事業をとりまく環境は厳しさをましていることも事実である。そのため、要望の実現と同時に、解体業者の基盤を強固にするための方策として以下の3点の重点活動を開始することとし、去る12月15日に開催された第3回理事会で承認を得た。

一点目は、立脚基盤である地域組織の活性化である。まずは、地域組織の活動を充実支援するため、中小企業団体中央会との連携強化を強力に進めるものとした。すでに岡山、静岡など地域組合として中央会との活発な連携プレーを進めているところもあり、これらをモデル組合活動として他地域の組織にも導入して行く。

中央会は中小企業を対象とした新たな業容発展の道筋を探る「活路開拓調査指導事業」を中心に「研修活動」「経営指導」に幅広い活動を行っており、こうした実績を自動車解体事業者の活動にも広げてもらおうというもの。地域と共にELV機構本部も全国団体として加盟、さまざまな指導を受けて行く（右上コラム参照）。

全国中小企業団体中央会との連携の勧め

全国中小企業団体中央会（以下「中央会」）では、協同組合や任意組合の取組を支援する事業があります。是非、各地で積極的な活用を検討下さい。

（対象となる団体）

協同組合のみならず、任意団体も1年以上の活動実績があれば、対象となります。

（支援の内容）

最大60%までの活動補助を受けることができます。これは、旅費や会場借料なども対象となります。

（対象となる事業の例）

- ・ 講師を招いて研修会の実施
- ・ 地域の実情に応じた実態把握の調査 など

※詳しくは、<http://www.chuokai.or.jp/link/link-01.htm>でご確認いただくか、JAERA事務局多田までご相談下さい。

また第2の重点事業として「将来ビジョン策定活動」を実施して行くことを決定。そのための検討組織として「将来ビジョン検討プロジェクトチーム」を立ち上げた。現状は自動車リサイクル法によって解体業界の事業環境が大きく変化、対応と判断に悩む事象が増加した。これをどう打開して行くかを目的に、現状分析、将来分析、具体方策の検討と業界としての将来構想をまとめようという取組み。こうした取組みを通じて、個々の事業者の経営基盤の強化に向けた具体的な方策を提言していくとともに、ELV機構としての事業を開始していく。

第3は新規加盟会員の入会促進。全国の地域組織に加盟している既存企業以外に、自動車リサイクル法成立とともに関連業界または異業種から「自動車解体業」の許可を取得した新規事業場が4,000件に上る

▼とされており、こうした事業者もELV機構の活動に共に加わってもらうための行動を開始する。 ◀

エコプロダクツ展にリサイクル部品出展

環境にやさしい商品を一堂に展示する「エコプロダクツ2005展」に、ELV機構部品流通部会（清水信夫部会長）が日本自動車リサイクル部品販売団体協議会の協力を得て「自動車リサイクル部品」を初出展した。

展示コーナーは経済産業省のコーナーで、自動車リサイクルの広報資料とともに展示された。

リサイクル部品が新品の部品とどのように違うのか、などを比較できるような展示になっており、来場者の関心を引いていた。「リサイクル部品」は平成14年、「グリーン購入法」の対象アイテムとして、全国の自治体などの所有車両の修理には積極的にリサイクル部品を使うよう義務付けられている。

なお、期間中同展には14万人が来場。本コーナーにも来場者が多数訪れた。



▲「エコプロダクツ展」で来場者の注目を集めた「自動車リサイクル部品」

自再協の今城・姫野理事が退任

有限責任中間法人自動車再資源化協力機構（本部東京港区）の理事であった今城高之氏と姫野良治氏が12月末日で退任することが決まった。

今城氏は自動車工業会の環境部長を長年勤められ、自動車リサイクル法成立と共に新設された自再協の理事に就任、活動された。今回定年により退任。姫野氏は日産自動車の出身。新法の施行を控え、会社から自再協へ出向していたが、このほど本社に帰任することになった。

後任の業務担当理事にはトヨタ自動車出身の大野満理事が就任する。 ◀

おびにおん / おびにおん / おびにおん

解体業者の負担を

軽くする知恵を!!



日刊自動車新聞社論説委員

青山 信一

自動車リサイクル法の施行後、全国各地で解体業者の悲鳴が聞こえる。解体車の入庫が減ったことに加えてリサイクル料金の負担が経営を直撃している。使用済み自動車（ELV）の発生量はともかく、料金未納で解体に回ったELVのリサイクル料金負担を解体事業者が強いられるのは、制度的な欠陥といえないこともない。

自り法で、新車・中古車ディーラー、整備事業者は「引取業者」となり、ユーザーに対してELVの受付窓口になるはずだった。だが現実には、国内で流通する価値がないと判断しても、とりあえず中古車として処理し、低年式車を扱うオークション場に出品するという流れができあがった。

国内で価値がなくとも、海外では使用価値がある場合もある。下取り車の処分を利益に結び付けたいと思う新・中ディーラー等の行為は、一概に否定できない。しかしその行為の中に、下取り車をELVとして処理することを回避する気持ちが読みとれる。電子マニフェストへの対応その他で事務処理が増し、規模によっては新たに事務員を雇用する必要性も生じる。

だから新・中ディーラーは可能限り、下取り車を中古車として流通させるのだ。そして、その後始末が解体事業者の負担になる。解体事業者は、最終所有者となるため道路運送車両法上の「移動登録」の手続きを行い、しかも解体処理するためにリサイクル料金を納めなければならない。

負担が一点に集中する制度は、社会的な公平性を欠く。実態を見据え、行政・関係事業者ともに、解体業者の負担を軽くするための知恵を出し合うべきだ。



フロン類回収の注意！

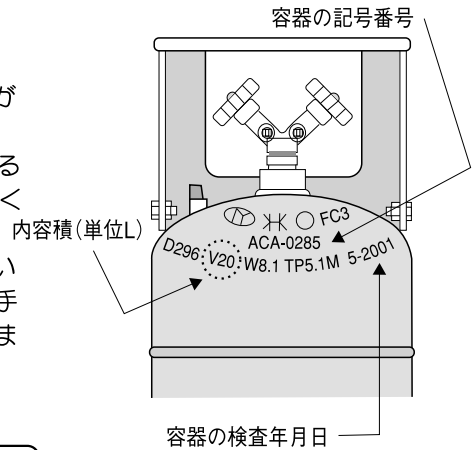
フロン類ポンベは高圧ガス法案法に従って取り扱う必要があります

充填し過ぎは「ボンベ破断」の恐れ 費用の受取りも不可能に

ポンベを引き渡す際は充てん量を事前にしっかり確認しましょう

ポンベ上限重量の目安

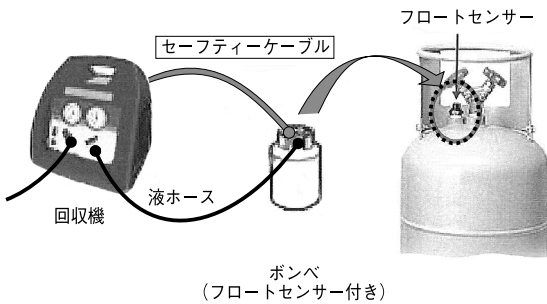
- ① ボンベの表面には容器の記号番号や検査年月日のほか容積（リッター）がV20などと標記されています。
- ② 1リッターはほぼ1キログラムに相当しますから、V20と標記されているポンベには容量が20キログラム入るものと想定して充填上限を確認してください。
- ③ 過充填の場合は、中身のフロンを他のポンベに移し替えないといけないなど、処理施設で手数料がかかるため、フロンの回収費用を支払う以上の手数料が掛かる場合があり、せっかくの回収も意味のないことになりかねません。



過充填防止機能をもつ機器

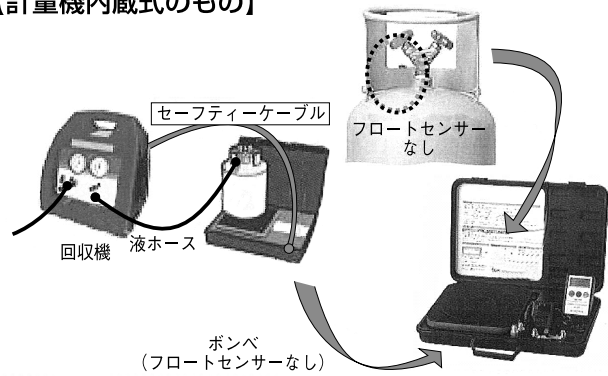
●過充填防止機能は、ポンベに内蔵されているものと、計量機に内蔵されているものの2種類があります。

【ポンベ内蔵式のもの】



- ① フロン類回収用ポンベは 過充てん防止のフロートセンサーが付いています。
- ② 回収機とポンベに付いているセンサーとをセーフティーケーブルでつなぎましょう。

【計量機内蔵式のもの】



- ① 専用の計量機にセンサーが内蔵されています。
- ② ポンベにフロートセンサーが付いていない場合は、過充てん防止機能が内蔵された計量機を使って下さい。

※「過充てん防止機能を使うと満タンになる前に止まってしまう、いくら充填しても満タンにならない」といった場合は、ポンベ、または過充てん防止機能を持つ機器が破損・故障している可能性があります。速やかに点検してください。

提供：有限責任中間法人 自動車再資源化協力機構

編集後記

◆「自動車解体業界の声」を伝えるJAERAニューズレターを8月に創刊、今月で3号を迎えることが出来ました。読者であるELV機構会員の皆様、関係機関の読者の皆様の声援のお陰です◆来年は「よりきめ細かく」「より身近に」を目標に臨時増刊も含めてお届け出来る様頑張ります。良いお年を！（編集室）

有限責任中間法人
日本ELVリサイクル機構

JAERAニューズレター
発行日：2005年12月20日
発行所：〒105-0004東京都港区新橋3丁目2-2
一美ビル5F
TEL.03-3519-5181 / FAX.03-3597-5171